

鉄道事業再構築事業

- 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線(旅客輸送密度4,000人未満の区間が目安)を対象
- 地方公共団体等と鉄道事業者が共同で当該路線(区間)の鉄道事業再構築事業実施計画を作成し、計画に記載の施策を実施

内容

- 地方公共団体等の支援
- 利便性向上施策を実施
- 事業構造の変更 例:上下分離

目的

当該路線における輸送の維持

国土交通大臣による計画の認定

支援措置

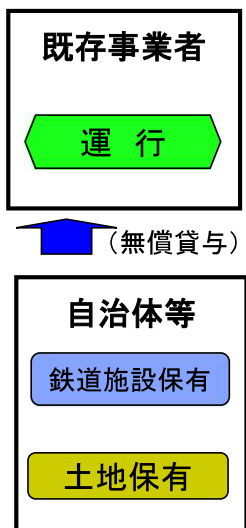
1. 地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画等において、中長期的に必要なネットワークを位置づけた場合に、ネットワーク形成に必要な鉄道施設整備等に関して、社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)等の活用が可能
2. 鉄道施設整備等に対する『鉄道軌道安全輸送設備等整備事業』の予算(補助率かさ上げ等)、税制特例を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

特例措置

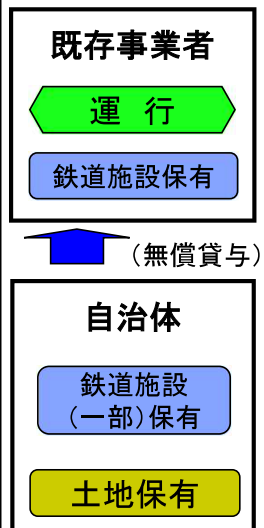
1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
 2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例
- (※) 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの。
この場合、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない。

事業構造の変更パターン

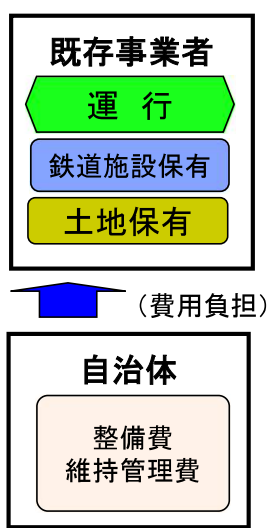
上下分離の例



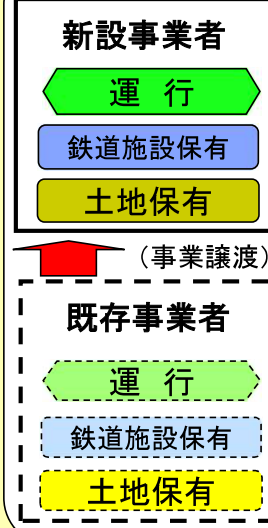
重要な資産の譲渡の例



みなし上下分離の例



事業譲渡の例



「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正に基づく鉄道事業再構築事業の実施について」 (令和5年9月29日付け国鉄事第426号)

1. 鉄道事業再構築事業の対象区間

- ・旅客輸送密度が4千人未満を目安として、旅客輸送密度を確認するとともに地域の関係者（地方公共団体、鉄道事業者、住民、鉄道利用者等）による輸送の維持を図るための取組状況などの個別の事業を総合的に勘案した上で、実施の可否を判断

2. 事業構造の変更

- (1) 事業の譲渡及び譲受
- (2) 法人の合併・分割
- (3) 事業の実施主体の変更
- (4) 重要な資産の譲渡及び譲受その他国土交通省令で定める事業構造の変更

①重要な資産の譲渡及び譲受

- ・鉄道用地のうち譲渡及び譲受の対象となる鉄道用地の価額の合計が鉄道事業再構築事業の対象となる路線の区間における鉄道用地の価額の合計の50%を超えるもの
- ・橋梁、トンネル等の固定資産（鉄道用地及び線路を除く。）のうち譲渡及び譲受の対象となる固定資産の価額の合計が鉄道事業再構築事業の対象となる路線の区間における固定資産の価額（鉄道用地の価額を除く。）の合計の50%を超えるものの譲渡及び譲受

②鉄道施設の整備及び維持管理に要する全ての費用の負担その他の措置に関する地方公共団体との協定の締結

- ・鉄道事業者による「鉄道施設の整備費」及び「鉄道施設の維持管理費」に係る経費について、地方公共団体が鉄道事業者に対して鉄道事業再構築事業の実施予定期間中、対象区間における経費を全額負担するもの

※鉄道施設：鉄道線路、停車場、車庫及び車両検査修繕施設、
運転保安設備、変電所等設備、電路設備

3. 計画期間

- ・基本的に10年以上
- ・現再構築計画認定事業者が既存の計画を変更し、地方公共団体と連携した利用者の利便の確保に資する事項を記載、変更認定を受ける場合には、既に認定を受けている鉄道事業再構築業の終了予定年月日までの期間を原則とする

4. 鉄道事業再構築計画策定者

- ・地域公共交通計画を作成した地方公共団体
- ・鉄道事業者
- ・地域公共交通計画を作成した地方公共団体が必要と認める者（関係する都道府県など鉄道事業再構築事業の実施に関連した財政支援や利用促進を図る活動等の主体）

5. 鉄道事業再構築計画記載事項

- ①鉄道事業再構築事業を実施する路線及び区間
- ②地方公共団体その他の者による支援の内容
- ③旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容
- ④鉄道事業再構築事業の実施予定期間
- ⑤鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- ⑥利用者の利便の確保に関する事項
- ⑦鉄道事業再構築事業の効果
- ⑧その他鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項